

阿賀野市告示第114号

阿賀野市老人ホーム入所判定委員会設置要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和8年4月30日

阿賀野市長 加藤博幸

阿賀野市老人ホーム入所判定委員会設置要綱の一部を改正する要綱
阿賀野市老人ホーム入所判定委員会設置要綱（平成27年阿賀野市告示第134号）
の一部を次のように改正する。

第3条第4号を次のように改める。

（4） 地域保健課長

第5条第2項中「福祉支援課長」を「地域保健課長」に改める。

附 則

この告示は、令和8年4月30日から施行し、改正後の阿賀野市老人ホーム入所判定委員会設置要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。